

## 生物多様性基本法

第23条 国は、生物の多様性に関する科学技術の振興を図る

## COP10の開催

ホスト国として、生物多様性保全施策の一層の強化の必要性

### 背景

## 新たな問題への対応

地球温暖化、鳥インフルエンザ、鳥獣被害、外来生物など

## 技術や知見の不足

生物多様性に関する施策の実施に必要な技術や知見が不十分

政策課題に直結した技術開発や応用的調査研究の推進による  
生物多様性保全施策の飛躍的な展開！

### 開発分野の要件

開発技術の実用化により生物多様性保全施策に直接応用可能

既存の知見や技術の応用により、比較的短期間(2~3年)で技術開発が可能

民間ベースでは早期の開発が期待できない

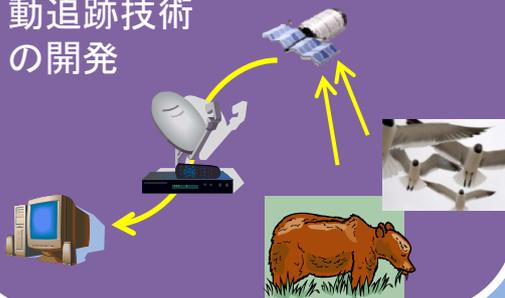
開発による地方公共団体等への寄与が大きい

### 開発課題の例

## 生物多様性の観測・観察のための先端的機器の開発

例：渡り鳥や野生動物の行動追跡技術

人工衛星、GPS、PHSにソーラー発電などを組み合わせた超軽量・超長期・高精度の行動追跡技術の開発



## 野生生物との共存等に必要な技術・機器システムの開発

例：野生動物の効果的・効率的な捕獲技術

野生鳥獣や特定外来生物の効果的・効率的な捕獲技術の開発

